

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「つかさどる」を「掌理する」に改め、同条第4項中「処理する」を「つかさどる」に改める。

第28条第1号中「校長の休暇が3日を超える場合は」を「校長の休暇の承認又は届出の受理については」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと及び校長の休暇の手続を変更するため、この規則を制定するものである。

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条の4） 第2章 学年、学期及び休業日等（第6条—第9条） 第3章 教育活動（第10条・第11条） 第4章 教材の取扱い（第12条—第14条） 第5章 卒業の認定等（第15条—第18条） 第6章 組織編制等（第19条—第29条） 第7章 施設、設備等の管理（第30条—第32条） 第8章 併設型高等学校における特例等（第33条—第35条） 第9章 聴講（第36条） 第10章 雑則（第37条—第39条）</p> <p>附則</p> <p>第1章～第5章（略） 第6章 組織編制等 （第19条～第22条 略） （総括教諭）</p> <p>第22条の2 学校に総括教諭を置く。 2 総括教諭は、教諭又は養護教諭のうちから教育委員会が命ずる。 3 総括教諭は、生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、第20条第3項の組織を総括する。 <u>4 主幹教諭は、総括教諭をもって充てる。</u> （課長補佐、事務長、担当係長及び主任）</p>	<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条の4） 第2章 学年、学期及び休業日等（第6条—第9条） 第3章 教育活動（第10条・第11条） 第4章 教材の取扱い（第12条—第14条） 第5章 卒業の認定等（第15条—第18条） 第6章 組織編制等（第19条—第29条） 第7章 施設、設備等の管理（第30条—第32条） 第8章 併設型高等学校における特例等（第33条—第35条） 第9章 聴講（第36条） 第10章 雑則（第37条—第39条）</p> <p>附則</p> <p>第1章～第5章（略） 第6章 組織編制等 （第19条～第22条 略） （総括教諭）</p> <p>第22条の2 学校に総括教諭を置くものとし、総括教諭は主幹教諭をもって充てる。 2 総括教諭は、教諭又は養護教諭のうちから教育委員会が命ずる。 3 総括教諭は、生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、第20条第3項の組織を総括する。 （課長補佐、事務長、担当係長及び主任）</p>

改正後	改正前
<p>第23条 学校に課長補佐、事務長、担当係長及び主任を置くことができる。</p> <p>2 課長補佐、事務長、担当係長及び主任は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。</p> <p>3 課長補佐、事務長及び担当係長は、校長の監督を受け、事務を<u>掌理する</u>。</p> <p>4 主任は、校長の監督の下に課長補佐及び事務長を補佐し、担当事務を<u>つかさどる</u>。 (第24条～第27条 略) (休暇)</p>	<p>第23条 学校に課長補佐、事務長、担当係長及び主任を置くことができる。</p> <p>2 課長補佐、事務長、担当係長及び主任は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。</p> <p>3 課長補佐、事務長及び担当係長は、校長の監督を受け、事務を<u>つかさどる</u>。</p> <p>4 主任は、校長の監督の下に課長補佐及び事務長を補佐し、担当事務を<u>処理する</u>。 (第24条～第27条 略) (休暇)</p>
<p>第28条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>校長の休暇の承認又は届出の受理については</u>、教育長が行う。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれがある場合は、教育委員会の意見を聴いて校長が行う。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第28条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>校長の休暇が3日を超える場合は</u>、教育長が行う。</p> <p>(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれがある場合は、教育委員会の意見を聴いて校長が行う。</p> <p>(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。</p> <p>(以下 略)</p>